

平成29（2017）年度諮問（一）第3号  
答申（一）第3号

「生活保護法に基づく生活保護費用返還決定処分に係る審査  
請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

審査請求人が、平成29（2017）年10月4日付けで行った審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、栃木県知事（以下「審査庁」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、宇都宮市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、○年○月○日付け宮社福生第○号で行った生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）に基づく生活保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

平成○（○○）年○月○日、処分庁は、審査請求人に対し、法第63条に基づき、本件処分を行った。審査請求人は、同年7月10日に本件処分があったことを知った。

平成29（2017）年10月4日、審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定により、審査庁に対し、本件審査請求を行った。

審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、平成30（2018）年3月28日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人

#### (1) 審査請求の趣旨

処分庁が行った本件処分に対し、不服があるから審査を求める。

#### (2) 審査請求の理由

ア 本件処分の原因は、ケースワーカーの怠慢とそれをチェックできなかった処分庁の責任によるものであって、審査請求人が資力があるにもかかわらず、あえて保護を受けたわけではない。

イ 一度決定した生活保護について返還を求めるためには、その誤りによって支給された金額が最低限度の生活の保障の趣旨を逸脱するほど

高額であり、受給者がそれをもとに最低限度の生活といえないような贅沢品を購入した等の事実があることを要する。

ウ 生活保護は、個別の事情を考慮して保護の内容は決定されるのであって、画一的に計算がされるべきものではない。本件処分を含めた複数の返還金、徴収金をまとめて請求されることは、保護者の生活が根底から覆され、最低限度の生活の保障がされなくなることは明らかである。

エ 平成29（2017）年2月1日の東京地方裁判所判決（平成27年（行ウ）第625号生活保護返還金決定処分等取消請求事件判決）（以下「東京地裁判決」という。）によると、本件処分は、処分庁の裁量権の範囲を逸脱・濫用したものとして違法である。

## 2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 本件処分の妥当性について

##### ア 返還決定の妥当性について

算定誤りの原因が処分庁の過失にあるとはいえ、結果的に審査請求人世帯は障害年金という資力があるにも関わらず、正しい障害年金額が認定されないまま、過支給となった保護費を受け取っていたことに違いはなく、法第63条の適用が誤りであったとまでは言えない。また、法、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日

厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。)及び生活保護法関係通知においては、処分庁の算定誤りによる返還免除の規定はなく、処分庁による保護費の算定に誤りがあったからといって、当該返還義務が免除されるものではない。

審査請求人は、処分庁が本件処分の具体的な計算方法について、何ら具体的な説明をしようとしないと主張しているが、法、実施要領及び生活保護法関係通知等においては、返還の決定過程及び決定後における対象者への説明までは返還決定の要件としていないため、説明が十分でないことをもって本件処分に違法性があるとまでは言えない。

#### イ 返還額の妥当性

法第63条に基づく返還額については、原則として当該資力を限度として、支給した保護金品の全額を返還額とすべきであり、審査請求人の主張する要件は存在しない。

ただし、法第63条に基づく返還額は、「保護の実施機関が定める額」とされており、保護の目的達成という見地からの配慮を強く要請される性格のものであることから全額を返還対象とすることによって当該被保護者世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還金からの控除が認められる場合がある。

本件処分における控除額の検討について、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人世帯の生活の実態を考慮した上で、自立更生のための必要経費を認めており、具体的には、障害年金受給開始月である平成〇（〇〇）年〇月まで遡って障害者加算を適用させることにより発生する加算相当額を自立更生のための必要経費として、当初の返還額から控除している。これは処分庁が、審査請求人が主張する障害に伴う生活上、経済上の支障を考慮したものと考えられ、具体的な控除額についても、審査請求人の次女から申請があれば保護費に加算されていたであろう障害者加算の額を計上しており、地域住民との均衡を考慮した上でも、社会通念上容認される金額であると言える。

よって、本件処分に係る返還金からの控除額の決定は、保護の実施

機関の裁量の範囲内で行われたものと判断でき、処分庁による裁量の逸脱・濫用があったとまでは言えない。

ウ 返還方法の妥当性について

一旦決定された返還金について、返還の猶予や分割での納付を認めるか否かについては、法には規定はなく、地方自治法その他による一般的な取扱いによることとなる。

法第63条に基づく返還金についても、返還決定後に「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「返還徴収決定の取扱い」という。）5の(2)に準拠した取扱いを行うことにより、審査請求人世帯の生活を維持しながら、毎月1万円程度の返還金を捻出することは可能であると考えられる。また、処分庁は、分納による返還も可能であることを審査請求人に対して説明したことがうかがえる。

以上のことから、本件処分に係る返還方法については、審査請求人の主張する最低限度の生活が維持不可能な返還請求が行われたとは認められない。

(2) 上記(1)以外の違法性又は不当性についての検討

ア 審査請求に係る納付書及び督促状の送付方法について

審査請求人は、処分庁の納付書及び督促状の送付方法について、法の趣旨を逸脱している旨主張しているが、本主張は返還決定後の債権管理に関するものであり、本件処分の効力自体に影響を与えるものではない。

イ 東京地裁判決について

審査請求人は、東京地裁判決を引用し、本件処分は、処分庁の裁量権を逸脱・濫用したものと主張している。

本件処分においては、処分庁は、自立更生のための経費を控除しているほか、分割による返還についても説明していることから、本件処分を行うことにより審査請求人に対する最低限度の生活保障の趣旨に

実質的に反するおそれがあるか否か、審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等について、具体的な検討はなされていると認められる。

また、職員に対する損害賠償請求に係る検討については、過支給となった保護費が不納欠損として整理されていない現状においては、処分庁に未だ損害は発生していないとも考えられ、処分庁が職員に対する損害賠償請求の検討に至っていないことには一定の理解ができる。

処分庁は、審査請求人の生活実態や現在の収入状況等を考慮し、自立更生のための必要経費として、障害者加算相当額を控除したものであり、また、返還額は、客観的に妥当なものであると判断できることから、本件処分を取り消した上で、再度検討すべきとまでは言えない。

したがって、本件処分は、処分庁の裁量権を逸脱・濫用したものであるとして違法であるとの審査請求人の主張は採用できない。

### (3) まとめ

以上のことから、保護費の過支給の原因が処分庁の算定誤りにあったとしても本件処分は、法令や各種通知に則って行われたものであり、違法な点はない。

また、処分庁は、本件処分を行うに当たり、自立更生のための必要経費を認め、返還額から控除し、分納による返還も可能であることを審査請求人に説明しているなど、審査請求人の生活実態を考慮した上で本件処分を行っており、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱しているとは言えず、本件処分は妥当な処分であると認められる。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件審査請求について

本件処分は、審査請求人の次女が受給していた障害年金の認定誤りにより生じた生活保護費用の過支給分について、法第63条の規定に基づき、処分庁が審査請求人に対して返還を求めたものであるため、以下、処分庁が返還請求を行ったこと自体が、妥当であったか否か、処分庁が決定した返

還額は妥当であったか否か、処分庁が求めた返還方法は、妥当であったか否かについて、順次検討することとする。

(1) 処分庁による審査請求人に対する返還請求の妥当性について

保護の要否及び程度については、実施要領第10において、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること」とされている。

また、法63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。

これを本件についてみると、処分庁の弁明書及びその添付書類によれば、審査請求人の次女が受給している障害者年金については、平成〇（〇〇）年〇月から平成〇（〇〇）年〇月の期間において、半額分しか収入認定されておらず、生活保護費用が過支給となっていた事実が確認される。

よって、過支給の原因が処分庁の過失にあるとはいえ、審査請求人世帯は、法63条で規定する「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当しているものと認められる。

したがって、「処分庁の誤りに基づく生活保護費の過支給について、法63条に基づく返還請求を行うことについて誤りがあったとまでは言えない。」とした審査庁の判断は妥当である。

(2) 処分庁が決定した返還額の妥当性について

法63条では、返還額について、「受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」と規定しており、具体的には、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引きについて」という。）IV-2-(2)において、「費用返還額に

については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用したうえ、必要な措置を講じる。」と規定されている。

また、返還徴収決定の取扱い1(1)において、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」と規定されており、具体的な範囲について、同通知1(1)④では、「当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」としている。

したがって、審理員意見書第3の2(2)に記載のとおり、法63条に基づく返還額は、保護の目的達成という見地からの配慮を強く要請される性格のものとされ、全額を返還対象とすることによって当該被保護者世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、返還金額からの控除が認められる場合があることになる。

これらを本件についてみると、処分庁から審査庁に提出されたケース記録の写し及びケース診断会議記録の写しによれば、処分庁は、本件処分を行うに当たり、平成〇(〇〇)年〇月〇日にケース診断会議を開催し、審査請求人の生活の実態を考慮し、自立更生のための必要経費として、障害年金受給開始月である平成〇(〇〇)年〇月まで遡って障害者加算を適用することによって発生する加算相当額を当初の返還額から控除している。

この事実について、審理員意見書第3の2(2)イでは、審査請求人が主張する生活上、経済上の支障を考慮したものと考えられ、具体的な



控除額についても、社会通念上容認されるとし、本件処分に係る返還金からの控除額の決定は、保護の実施機関の裁量の範囲内で行われたものと判断でき、当該控除額の決定において、処分庁による裁量の逸脱・濫用があったとまで言えないと判断している。

また、あわせて、審理員意見書第3の3(2)では、処分庁は、審査請求人の生活実態や現在の収入状況等を考慮し、自立更生のための必要経費として、障害者加算相当額を控除しており、返還額は、客観的に妥当なものであると判断できることから、本件処分を取り消した上で、再度検討すべきであるとは言えないとしている。

しかしながら、平成30(2018)年6月26日に当審査会が、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に基づき、処分庁に対し、意見聴取を行ったところ、処分庁による審査請求人世帯の生活実態の把握については、「世帯構成が審査請求人本人と障害を有する娘二人の三世帯であること」や「隣人トラブルに不安を抱えていること」といった障害者ケアの視点による把握に留まり、返還請求を行うことが審査請求人世帯の自立を著しく阻害するか否かといった世帯の自立更生に係る視点での把握や調査が十分に行われていなかった事実、過誤により不支給となった障害加算相当額を返還額から控除することが、審査請求人世帯の自立更生に該当する具体的な根拠が示されていない事実及び返還額の算定に当たっては、障害者加算相当額を控除する以外には、具体的な検討をしていなかった事実が確認された。

上記の意見聴取の結果を踏まえると、処分庁は、本件処分を行うに当たり、処分時における当該世帯の経済状況、本件過支給費用を含めた保護費の費消状況等について、具体的に調査をしておらず、審査請求人世帯の生活実態の把握及び生活実態を踏まえた返還金額の検討が十分に行われたものとは認められない。

よって、処分庁は、本件処分に係る返還金額の決定に当たり、厚生労働省課長通知である「手引きについて」で規定されているケースの実態を的確に把握しておらず、また、審査請求人に対し、保護費の返還を求

めることが、審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討を行っていない中で、その額を決定したものと判断されることから、返還額は客観的に妥当なものであるとした審査庁の判断は、妥当とは認められない。

#### (3) 処分庁が行った返還方法の妥当性について

審理員意見書第3の2(3)では、返還決定後に「返還徴収決定の取扱い」5の(2)に準拠した取扱いを行うことにより、審査請求人世帯の生活を維持しながら、毎月1万円程度の返還金を捻出することは可能であり、本件処分に係る返還方法については、審査請求人の主張する最低限度の生活が維持不可能な返還請求が行われたとは認められないとしているが、上記(2)で述べたとおり、処分庁は、審査請求人世帯の生活の実態の把握等を十分に行っていない中で、本件処分に係る返還金額の決定が行われたものと判断されることから、月々の返還額等といった具体的な返還方法についても、同様に十分な検討がなされたものといえないと思料される。

#### (4) まとめ

以上のことから、本件処分は、処分の判断の過程において考慮すべき事項を考慮しておらず、厚生労働省課長通知に則って適正に行われたものとは認められないことから、妥当性を欠くものであり、処分庁は、本件処分を取り消した上で、再度その内容を検討すべきである。

## 2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

## 3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 4 附言

審理員意見書に記載のとおり、本件処分は、ケースワーカーによる事務処理の誤りと査察指導員がその誤りを看過したことが原因であると考えられる。また、処分庁は、障害者加算の算定の漏れや納付期限を過ぎた納付書を送付するなど誤った処理を重ねており、生活保護行政全般に対する不信感を招いたことは否めない。

さらに、平成30（2018）年7月31日に実施した審査請求代理人及び参加人の口頭意見陳述において、審査請求人及び参加人は、本件処分に至った経緯や返還金の算定方法等について、十分に理解していないことが判明した。

以上のことを踏まえ、処分庁においては、ケースワーカーへの事務処理に係る指導を徹底するとともに、誤りの発生を防止するためのマニュアルの作成並びに査察指導員による検査及び確認体制の強化等の再発防止を行い、真摯に取り組んでいく必要がある。また、訪問の際には、審査請求人及び参加人が理解できるようなわかりやすい説明を行うなど、審査請求人世帯との信頼関係を再構築するよう努めるとともに、生活保護行政全般に対する信用の回復に努める必要があることを申し添える。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30(2018)年3月28日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成30(2018)年4月24日 (第8回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
平成30(2018)年5月22日 (第9回審査会第2部会)	・ 第2回審議
平成30(2018)年6月26日 (第10回審査会第2部会)	・ 第3回審議 処分庁の意見聴取を実施
平成30(2018)年7月31日 (第11回審査会第2部会)	・ 第4回審議 審査請求代理人及び参加人の口頭意見陳述の実施
平成30(2018)年9月11日 (第12回審査会第2部会)	・ 第5回審議

## 栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
坂 本 裕 一	株式会社下野新聞社取締役主筆	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)